



基勞補発第 0509001 号

平成 15 年 5 月 9 日

労働保険審査会会長 殿

厚生労働省労働基準局

労災補償部補償課長

労働基準法の規定に基づいて定められた平均賃金の適否について（回答）

平成 13 年 5 月 31 日付け労保会収第 172 号により照会のありました下記事件に係る標記について、小職より別紙のとおり回答いたします。

記

事 件 番 号           平成 12 年労第 [REDACTED] 号給付基礎日額関係再審査請求事件  
再審査請求人       [REDACTED]

(別紙)

本事件に係る平均賃金の算定事由発生日(診断確定日)は平成5年11月26日である。

(理由)

### 1 法令の規定

休業補償給付の額の算定の基礎に用いる給付基礎日額は、労災保険法第8条に「給付基礎日額は、労働基準法第12条の平均賃金に相当する額とする。この場合において、同条第1項の平均賃金を算定すべき事由の発生した日は、前条第1項各号に規定する負傷若しくは死亡の原因である事故が発生した日又は診断によって同項各号に規定する疾病の発生が確定した日(以下「算定事由発生日」という。)とする。」と規定されている。

労基法上の災害補償を行う場合の平均賃金についても、上記傍線部と同様、算定事由発生日は、「診断によって疾病の発生が確定した日」とされており(労基則第48条)、給付基礎日額と平均賃金の算定において、両者の取扱いは同一である。

なお、本件においては労災保険法第8条第2項に規定される平均賃金に相当する額を給付基礎日額とすることが適当でない場合には該当しないことから、平均賃金をもつての原則計算によって給付基礎日額を決定するものである。

### 2 法令についての考え方

「診断によって業務上の事由による疾病の発生が確定した日」の解釈についてであるが、業務上疾病については、その疾病の自覚症状がない場合、他の私病と誤認されやすい場合等、実際の発病時点より後において当該病名の診断がなされることが少なくないことから、この場合発病の時点は後に至って当該業務上疾病であることが診断された日ではなく、現実に療養(医療)が必要となった時期である。したがって、当該疾病が業務に起因して生じたものであることの診断を必ずしも疾病の発生の確定のための要件としているものとは解されず、請求人の主張するように「被災者が業務上の疾病として自覚し、業務との因果関係が明確にした療養を開始したときをもって補償請求を行い、その病状、病因が業務によるものと診断、確認されることで診断確定日とされている」とは解釈しえない。

なお、仮に請求人の主張するとおり被災者が業務上の疾病を自覚したとき以後の診断をもって診断確認日としたならば、その診断確認日以前に労災補償すべき事由が生じていたとしても補償をなし得ず、請求人に不利益を与えることとなるものである。

### 3 経過

請求人は平成2年10月に入社し航空機内壁材耐火試験業務に就任し、平成7年7月まで職場の転換等を行われておらず有害因子(塩化ビニル樹脂等)のばく露を

受け続けている。その間耐火試験業務就任後6ヶ月目頃から咳、痰を主訴とする症状を発症し、平成5年11月頃より激しい咳き込み発作があり同年11月26日■■■■病院にて受診している。■■■■病院では傷病名及び発生原因についての記載はなく、主訴として「慢性咳嗽」と記載されるに止まっているが、同病院内科診療録に、傷病名として「胸部異常陰影」及び「慢性気管支炎」と記録されている。以後多少の症状改善や増悪等はあるものの、その症状の解消を図るため医療機関を受診し転医を繰り返している。平成5年11月26日の初診以降、各診療機関の診断名は区々であるが、航空機内壁材耐火試験による塩化ビニル樹脂等のばく露を原因としての呼吸器疾患によるものと判断され、呼吸器障害・視神経障害は審査官意見のとおり一連のものと考えられる。

#### 4 結論

したがって、本件についての平均賃金の算定は疾病の症状が確認された初診日である平成5年11月26日を起算日とすることが妥当であると判断される。

なお、昭和43年3月5日付け42基収第2292号「じん肺法に基づく管理4の決定を受け、長期にわたり通常の労働に従事、病状が著しく悪化したため休業後死亡した者に対する平均賃金算定事由発生日等について」は、管理区分決定後、療養を行っていない事案であり、本件のごとく休業を行っていないが同一の傷病名で療養を行っているものとは事案の内容が異なることから、当該通達を本件解釈に適用することはできない。